

(Ⅲ) 実質個人消費支出算定のためのデフレータンドとデフレーター及び問題点

	番号	デフレータンド	デフレーター	問題点
飲食費 農家	1	米		
	2	麦		
	3	いも		
	4	豆(含穀類)	人的方法によって求めた飲食品 (学校給食費を除く)	デフレータンドに見合う農村 物価指数
	5	野菜	と農家経済調査一戸当たり家計費 の飲食費(学校給食を除く)に	
	6	海草乾物	対する構成比によって細分割。	
	7	魚介		
	8	肉卵乳		
	9	加工食品		
	10	調味料油脂		
	11	酒		
	12	果子果物(含飲料)		
	13	たばこ		
	14	学校給食費	(14.2ク) 人による飲食費から除外 された家計負担の学校給食費に政 府補助金を加えて農家と非農家 に分割。	消費者物価物価指数(全都市) 食料
	15	穀類		
	16	魚介類		
	17	肉類		

		番号	デフレータンド	デフレーター	問題点
飲食費	非農家	18 乳 奶 19 野 さ い 20 乾 物 21 加工食品 22 調 味 料 23 果子果物 24 酒 飲 25 た ば こ 26 飲 料 27 学校給食費	人的方法によって求めた飲食費 (学校給食費家計負担分を除く) 左家計調査一世帯当たり家計費の 飲食費(学校給食費を除く)に 対する構成比によって細分類	デフレータンドに見合う消費 者物価指数(全都市)	
	その他	28 自衛隊現物給付	(4) 参照	(4) に同じ	
被服費	農 家 非農家 その他	29 被 服 30 被 服 31 自衛隊現物給付	人的方法による農家の被服費 人の方法による非農家の被服費 防衛庁の支出消額	農村物価指数 被服 消費者物価指数(全都市)被服 卸売物価指数(日銀)衣服	
光熱費	農 家 非農家	32 光 熱 33 光 熱	人の方法による農家の光熱費 人の方法による非農家の光熱費	農村物価指数 光熱 消費者物価指数(全都市) 光熱	
	農 家	34 家賃地代 35 住宅修繕	{物的方で求め(帰属分を含む) 農家、非農家に分割した農家分 (34と同じ) {人的方法によって求めた住居費 を農家経営一戸当たり家計費の住	消費者物価指数(小都市)家 賃、地代 消費者物価指数(小都市) 住宅修繕	

	番号	デフレータンド	デフレーター	問題点
住居費	36	家具什器	居費に対する構成比によって細分割し、さらに概念調整を加える。 人的方法で求めた住居費を農家経営一戸当たり家計費の住居費に対する構成比によって細分割	消費者物価指数（小都市） 家具什器
	37	家賃地代	物的で求め（隸属分を含む）農家、非農家に分割した非農家分（34と同じ）	消費者物価指数（全都市） 家賃地代
非農家	38	住宅修繕	人的方法によって求めた住居費を家計調査一世帯当たり計費の住居費に対する構成比によって細分割し、さらに概念調整を加える。	消費者物価指数（全都市） 住宅修繕  物価指数は物のみでサービス部分が反映されていない。
	39	水道料	人的方法で求めた住居費を家計調査一世帯当たり家計費の住居費に対する構成比によって細分割。	消費者物価指数（全都市） 水道料
	40	家具什器	人的方法で求めた住居費を家計調査一世帯当たり家計費の住居に対する構成比によって細分割	消費者物価指数（全都市） 家具什器  物価指数は飯茶わん、さら、なべ、バケツ、電球、食卓、整理ダンスによって代表されデフレータンドとの見合がうすい。

	番号	デフレータンド	デフレーター	問題点
農家	41	保健衛生費	人の方法で求めた雑費を農家経 調一戸当たり家計費の雑費に対する 保健衛生費の割合で分割。	農村物価指数、保健衛生
	42	医療現物給付	物的で推計農家・非農家に分 割	卸売物価指数(日銀) 医薬品
	43	交通通信費	人の方法で求めた雑費を農家経 調一戸当たり家計費の雑費に対する それとの割合で分割。	農村物価指数 交通通信
	44	教育費	但し概念調整は修養娯楽費で調 整する。	農村物価指数 教育
	45	修養娯楽費	金融機関および生命保険会社損 益計算書より推計総合消費者物 価指数にて実値換算の上農家、 非農家に分割(-5%)	農村物価指数 修養娯楽
	46	金融機関等の帰属サービス (含生保)	金融機関および生命保険会社損 益計算書より推計総合消費者物 価指数にて実値換算の上農家、 非農家に分割(-5%)	総合消費者物価指数
	47	保健衛生費	人の方法で求めた雑費を家計調 査の一戸当たり家計費の雑費に に対する保健衛生費の割合で分割	消費者物価指数(全都市) 保健衛生
雑費	48	医療現物給付	(42に同じ)	卸売物価指数(日銀) 医薬品
	49	交通通信費	人の方法で求めた雑費を家計調 査の一戸当たり家計費の雑費に に対するそれとの割合で分割。	消費者物価指数(全都市) 交通通信費
	50	教育費		交通通信費の物価指数は市内路面電 車、バス代、タクシ一代しかとって おらず通信開端が反映されていない。
			消費者物価指数(全都市) 教育	

		登号	デフレータンド	デフレーター	問題点
非農家	51	文房具費		消費者物価指数(全都市) 文房具	
		教養娯楽費		消費者物価指数(全都市) 教養娯楽	修養娯楽の物価指数としては新聞代、映画、観覧料、フィルムが採用しておらず対応関係はうすい。
		金融機関等の附属サービス(会員権)	(46に同じ)	総合消費者物価指数	
その他	54	非営利団体消費	非営利団体調査結果による	消費者物価指数(全都市) 総合	
	55	本邦人海外消費	国際收支表より推計	合衆国、ヨーロッパ(イギリス、フランス、西独)アジアその他(ホンコン)の消費者物価指数を旅行者のウエイトで総合した物価指数	

## 消費者物価指数と農村物価指数

### / 消費者物価指数

a) 基準時および  
基準時価格

昭和35年 = 100 (1~12月指數の  
単純平均) 基準時価格は季節品目のみ34年、  
35年の月別平均支出金額による加重平均、  
その他は1~12月の単純平均。

b) 価 格

昭和24年4月現在の市制施行地より無  
作為抽出された28都市より送定された店舗  
の小売価格 (1都市平均×価格) 調査期日は  
毎月12日を含む水曜日、木、金曜のうち1  
日 但し生鮮食料品は調査日を含む前3日間  
の中央値をとる。

c) ウエート

昭和35年の家計調査の品目分類による。

/ 世帯当たりの品目別平均支出金額

274品目 (332銘柄)

基準時加重相対法算式

$$\frac{\sum \left( \frac{P_t}{P_0} W'_0 \right) W_0}{\sum W_0}$$

但し  $P_t$  都市別、品目別の基準時価格

$P_t$  同上比較時価格

$W_0$  基準時における各都市が属する

層の品目別総支出金額

d) 指数品目

e) 算 式

f) 分類、ウエート

品目数

$W_0$  基準時における全都市の1世帯  
当たりの品目別支出金額

$\Sigma'$  層についての和 (都市について  
の和)

$\Sigma$  品目についての和

総合 (10,000 332銘柄)

食 料 (4,522 129銘柄)

穀 類 (1,373)

その他の食料 (3,149)

魚介 (462)、肉類 (334)、乳  
卵 (333)、野菜 (354)、乾物  
(92)、加工食品 (405)、調味  
料 (320)、菓子果物 (520)

住 居 (928、41銘柄)

家賃地代 (242)

住宅修繕 (166)

水道料 (51)

家具什器 (469)

光 照 (534、タ銘柄)

被 装 (1,296、60銘柄)

衣 料 (918)

身のまわり品 (378)

雜 費 (2,720、95銘柄)

保健衛生 (801)

	交通通信 (305)	(報告町村についての単純平均)
	教 育 (430)	P <sub>t</sub> 品目別全国平均比較時価格
	文房具 (60)	W <sub>t</sub> 品目別農家ノ戸当り基準時の 現金支出額
	修養娛樂 (943)	$\Sigma$ 品目についての和
	たばこ (181)	総 合 (家計用品) (100.00, 160 品目)
2) 発表期間その他	全都市指数、戦前基準指数(東京)とも昭和 21年8月より現在まで	主食 (5.11, 6 品目)
2) 農村物価指数(家計用品)	f) 分類、ウエート 品目数	米 (3.39)
a) 基準時および 基準時価格	昭和32年度 = 100 (4~3月指数の単 純平均) 基準時価格は4~3月単純平均	麦 (1.72)
b) 価 格	全国より任意抽出によって選ばれた473 町村内の小売価格粗し一部の品目(品目番号 90せんべい~118 摘葉料の29品目)は 統計調査事務所の所在地の小売価格、5日現 在の価格	非主食 (24.97, 6 品目)
c) ウエート	農家経営調査昭和32年度の農家ノ戸当り 全国平均の現金支出額	いも (0.10)
d) 指数品目	160 品	豆 (0.12)
e) 算 式	変形ラスパイレス式	野菜 (0.63)
	$\sum \frac{P'}{P_0} W_t$	海草および乾物 (0.58)
	$\sum W_t$	魚介 (0.83)
	但し P <sub>t</sub> 品目別全国平均基準時価格	肉、卵、乳 (2.01)
		加工食品 (1.98)
		調味料および油脂 (4.53)
		酒 (3.74)
		菓子、果物 (4.95)
		被服 (19.68, 28 品目)
		家計光熱 (4.58, 6 品目)
		住居 (18.31, 24 品目)
		雑 品 (22.35, 29 品目)

保健衛生 (7.86)

教育 (5.64)

修養、娯楽 (5.28)

たばこ (3.28)

交通、通信 (3.29)

#### 個人消費支出実質化についてのメモ

- 1) 実質個人消費支出は5大費目で発表する。
- 2) 農家、非農家、その他に分けて実質化する。
- 3) 人的方式によって推計されている飲食費、住居費（地代家賃以外）雜費はデフレーターに見合うよう家計調査、農家経済調査によって中分類に分割する。
- 4) 個人間のトランファー（仕送金贈与金等）等の控除項目は教養娯楽費から控除の上実質化する。
- 5) 自衛隊現物、非営利団体消費、本邦人海外消費は「その他」とする。
- 6) 学校給食費、地代家賃、医療現物給付は農家と非農家に分割する。
- 7) 金融機関等の帰属サービス（含生保）は実質化の上農家と非農家に分割する。

参考1) 米国の個人消費支出表章形式

I 食品および煙草			
1 家庭購入食品	(非耐)	6 洗濯代	(サ)
2 外食費	(・)	7 宝石および時計	(耐)
3 政府職員(軍隊を含む)および商業 従事者への食料給与	(・)	8 その他	(サ)
4 農家自家消費	(・)	III 化粧料	
5 煙草	(・)	1 衛生用品	(非耐)
II 衣服、アクセサリーおよび宝石		2 理髪、美容、入浴料	(サ)
1 靴および履物類	(非耐)	IV 住居費	
2 靴磨きおよび修繕	(サ)	1 婦居家賃(非農家)	(サ)
3 衣服およびアクセサリー(履物類を除く) a 婦人、子供用	(非耐)	2 家賃(非農家)、下宿を含む	(・)
b 男子用	(・)	3 農家家賃	(・)
4 軍人への制服支給	(・)	4 その他	(・)
5 他に分類できない上衣(毛皮を含む) のクリーニング、染色、アイロン掛け、 仕立て直し、保管、修繕	(サ)	V 家事維持費	
		1 家具(マットレスおよび寝具を含む)(耐)	
		2 台所用品	(・)
		3 陶器、ガラス食器、テーブル食器、 その他の食器類	(・)
		4 その他の耐久家具備品	(・)
		5 半耐久家具備品	(非耐)
		6 クリーニング、磨き代、雑貨具、 紙類	(・)
		7 文房具および筆記具	(・)
		8 エーティリティー	
		a 電気	(サ)
		b ガス	(・)
		c 水道	(・)
		d その他の燃料	(非耐)
		9 電報、電話	(サ)
		10 家事サービス	(・)
		11 その他	(・)
		VI 保健衛生および葬儀費用	
		1 医薬品および雑品	(非耐)
		2 眼鏡および整形手術具	(耐)
		3 医者代	(サ)
		4 歯医者	(・)

5 この他の医療上のサービス	(サ)	d ガソリン、オイル代	(非耐)	5 ラジオ、テレビ、受信機、レコードプレーヤー、スピーカー	(耐)
6 病院、診療所入院費	(サ)	e 道路等通行料	(サ)	6 ラジオ、テレビ修理	(サ)
7 医療衛生および医療保険	(サ)	f 自動車保険料—損害支払額	(サ)	7 花、種子および植木	(非耐)
8 葬儀	(サ)	2 地域内交通		8 観劇、観覽	
III 利子手数料その他		a 電車およびバス	(サ)	9 映画	(サ)
1 仲買手数料および利子、投資相談費	(サ)	b タクシー	(サ)	8 観劇、オペラ、非营利機関の招待(スポーツを除く)	(サ)
2 銀行、信託銀行手数料、借金保証料	(サ)	c 電車賃(定期券)	(サ)	7 スポーツ観戦	(サ)
3 保険会社を除く金融仲介業の手数料		3 都市間交通		9 クラブおよび友愛機関(保険を除く)	(サ)
サービス	(サ)	a 汽車(定期券を除く)および乗合車、食堂車	(サ)	10 商業協同春娛樂	(サ)
4 生命保険料	(サ)	b 都市間バス	(サ)	11 ハリ、ミュージカル鑑賞	(サ)
5 法律相談	(サ)	c 航空機	(サ)	12 その他	(サ)
6 個人賃貸利子	(サ)	d その他	(サ)	X 民間教育および研究	
7 この他	(サ)	IV リクリエーション		1 高等教育	(サ)
IV 交通		1 書籍および地図	(耐)	2 初等、中等教育	(サ)
1 自家用交通		2 雑誌、新聞、ソノシート	(非耐)	3 その他	(サ)
a 新車および中古車純購入	(耐)	3 非耐久性玩具、スポーツ用品	(サ)	XI 宗教、厚生活動	(サ)
b タイヤ、チューブ附属品および部品	(サ)	4 自転車類、耐久性玩具、スポーツ用具	(サ)	XII 海外旅行および仕送り	
c 自動車修理、油塗り、水洗い、		用具、ボートおよび娛樂用飛行機(耐)		1 米国住民による海外旅行	(サ)
駐車料、維持料、保管料	(サ)			2 合衆国政府職員(軍人および一般職員)の海外での支出	(非耐)
				3 海外からの施仕送り金	(サ)
				4 (控除) 外国人の合衆国消費	(サ)

### SIAにおける民間消費支出の分類

ここで提示した民間消費支出の分類表は、決して消費者の購入する広範な財貨およびサービスを網羅するものではなく、比較的重要な財貨およびサービスのみを包含している。

この表——当然に簡単などのであるが——を敷衍し、消費支出推計のための取引および生産の統計使用について指針を得るために、各項目の記述を、具体的に商品を含む場合にはいつぞと標準国際商品分類(Statistical Papers, M., 十号, 第二版, 国連統計局, ニューヨーク, 1951年)に開運させることが有用である。

しかし、本表の分類を標準国際商品分類と完全に一致せしめるることは不可能である。消費支出の分類は、本来種々の目的のための消費者の消費量の像を提示することにあるが、他方標準国際商品分類は、生産、消費、資本形成のいずれの用途に向けられるかを問わず、商品の分類をする事にある。従って標準国際商品分類のあるグループを含めるべきか否か、同分類において一括して分類されている財貨を消費支出の異なるたぐいに配分す

べきか否かを決定する事は、多くの場合に困難である。

最後に、標準国際商品分類は、消費支出の諸項目に含まれているサービスを含めていない。

従って以下に述べる両分類の調整においては、標準国際商品分類で言及される財貨が消費、生産の両用途に向けられるという事実は考慮に入れられていない。従って、標準国際商品分類項目と関連して「パート」("Part")と言う言葉を用いる時は、当の商品が消費支出分類のいくつかのグループに入るとのであることを意味するに過ぎない。

1 食品

a パン及び穀類

米，小麦粉及びその他の穀類  
調整穀物，パン，ピスケット，  
ケーキ及びその他の焼菓子類，サ  
ゴヤシ澱粉，タピオカ，くず，

b 肉

鮮肉，冷凍肉，ベーコン，ハ  
ム，家禽，獣肉，ソーセージ，  
ひとつ，缶詰肉，その他の肉加工  
品。

c 魚

生鮮魚，冷凍魚，缶詰魚，乾  
魚などの他の水産加工品

d 牛乳，チーズ及び乳

生ミルク，練乳，無糖練乳，  
粉ミルク，クリーム，チーズ，  
凝乳及び卵（加工卵を含む）

e 油脂

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
0.4	-	-	
0.1	-	-	
0.3	-	-	
0.2	0.21	-	
	0.22	-	
	0.24	-	
	0.25	-	
0.2	0.23	-	

バター，マーガリン，ラード

及びその他の食用油脂

f 果物及び野菜

馬鈴薯，馬鈴薯製品，生鮮，  
乾燥，冷凍及び貯蔵野菜及び果  
物，水の実，果物，野菜ジュース

g 砂糖，砂糖漬及び菓子

砂糖，シロップ，ジャム，マ  
ーマレード，蜂蜜，チョコレー  
ト，糖果，食卓用ゼリー及び  
アイス・クリーム

h コーヒー，茶，ココア，等

コーヒー，茶，ココア等なら  
びにそれらの代用品

i その他の食品

塩，香料および調味料等

j 飲料

a 非アルコール飲料

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
0.9	0.91	-	
41	-	-	
0.3	(組合せ)	-	
	0.35除外	-	
0.2	0.26	-	
	0.29	-	
0.5	0.33	0.33-03	
0.6	-	-	
0.7	0.73	-	
0.7	0.71	-	
	0.72	-	
	0.74	-	
0.7	0.73	-	
0.9	0.99	-	
0.9	0.99*	-	
27	272	27-05	
11	111	-	

炭酸水その他の清涼飲料

#### 8 アルコール飲料

ビール、ワイン、蒸溜酒及び

リンゴ酒

#### 3 煙草

葉巻煙草、紙巻煙草その他の個人

消費用煙草

#### 4 被服その他の身の回り品

##### A 積物

ゴム靴を含む金属物

##### B 積物以外の被服

男子用及び婦人用装身具類並

に男子服及び婦人子供服注文仕

立を含むすべての綿製服及び衣

料材料

##### C その他の身の回り品

傘、旅行用品、ハンドバッグ

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
11	112	—	
12	122	—	
85	—	—	
65	* 651-5	—	
84	—	—	
67	672 673*	—	
83	—	—	

及びその類似品、宝石類及び時

計

#### 5 貨貸料及び水道料

水道料及び地方料金(local rates)

を含むすべての賃貸料(支払および帰属賃家賃ならびに支払および帰属総代)。賃貸料は、一般に暖房及び水道施設、電燈設備、固定爐炉、水槽、その他通常として賃貸又は賃貸以前に該屋内に備え付けてある暖風の施設を含む使用料となるであろう。従って転借人による該工具の使用料の支払は除かれ、このような超過料金は、細分類より一に含まれる。

借家人による戸内の修理及び維持(例えば戸内のペンキ塗り、壁

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
86	864	864-01	
89	899	899-03	
		04	

\*「パート」("part")

紙、装飾等)は含まれる。下宿屋の貸部屋はここに含まれるが、ホテルのそれは細分類 11-8 に含まれる。

#### 6 燃料及び煙火

石炭、コークス、煤炭、煙房用及び煙火用油、薪及び木炭、電気ガス、煙房質

#### 7 家具、備品及び世帯道具

##### a 家具及び備品

家具、製作、ピアノ、カーテン、覆い等

##### b 世帯道具

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
24	241	-	
31	311	-	
		313-02	
	313	-03	
	314	-	
65	655-44	*	
	655	655-04 *-05 *-09	
	656	656-03 -04 -05 -09	
	657	-	
82	-		
89	891	891-03	
	899	891-21	*
66	665	665-02	

陶器、硝子器、家庭用器具、

刃物及び銀製品、加熱用及び料理用器具、冷蔵庫、電気器具及び附着品、ミシン、ラジオ、テレビ、音響器、レコード、時計及び子供用玩具

#### 8 家事・維持費

##### a 家事

家事使用人・清掃人等の賃銀  
ならびに贈物を含む報酬

##### b 非耐久性家事用品

燐寸、家庭用石鹼、洗濯剤、磨粉、清掃具、家庭用紙製品、蠟燭及び電球等の非耐久性家庭用ならびに全家庭用耐久品(細目 7)の修理

標準国際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
	666	-	*
67	673	673-01	
67	699	699-12	-13
			-14
			-15
			-16
			-17
71	716	716-11	
72	721	721-04	-06
			**
			-12
81	812	812-04	
86	864	864-02	
89	891	891-01	-02
	899	899-07	-08
			**
			-13
			**
55	552	552-02	-15
			**
			-03
64	641	641-03	
64	642	642-01	
69	699	699-08	
72	721	721-03	

Division 中分類	group 小分類	Item 細目
89	899	899-01 -02
55	559	559-01 -02 %
62	629	629-03 -09 %
72	721	721-12 %
89	899	899-13
54	—	—
62	629	629-02 *
72	721	721-11 *
86	861	861-01

標準國際商品分類			
Division 中分類	group 小分類	Item 細目	
73	732	732-01 12	
	733	733-01 09	
31	313	313-01 -04	
62	629	629-01 0	
73	732	732-01 -0	
	733	733-01 09 -0	

## C 対家庭サービス

植物、衣料及び家庭用繊維品の修理、クリーニング、染色及び洗濯、家庭用耐久品の貯蔵、家庭財産の火災、盗難保険の被保険料、家庭用品の移動及び貯蔵

## 9 化妝及心保険支出

a 化粧

髪剃り道具、理髪所および美容院のサービス、浴場およびマッサージ院を含む化粧用品及び用具

8 優險支出

調剤および施薬並に治療用具、医者、看護婦およびその関係者のサービス。非営利団体以外の個人病

院への頼み、非常用個人病院の  
支出、民間の障害、健康保険会社  
及び同協会に対する純支払

## 10 交通および通信

### a 個人文通設備

中古品購入によるマークアッ  
プを含む自動車、トレーラー、  
オートバイ、自転車

## 8 個人交通施設の運用

部品及び附属品、タイヤ、ナ  
ンバープレート、ガソリン、オイル及び  
グリース、駐車料、車庫、修理  
および保険（受取純額）、橋梁  
隧道、渡船および道路通行税、  
自動車免許状

C 交通料金

## 鉄道、電車、バス、タクシー

Division 中分類	group 小分類	Item 細目
64	642	642-02 -03
89	892	-
	899	899-16

船舶および航空機の運賃、小荷物運送料、倉庫料および超過料金、運送人へのチップ等

d 通信

郵便、電話および電報

## レクリエーションおよび娛樂

a 娛樂

## 劇場、映画、スポーツその他 公共娯楽に対する支出

## 8 ホテル、料理店およびカフェー

料理店等における細目 1-3  
に含まれる食料、飲料および煙草  
に対する支出の小売価格を超え  
る部分、チップを含む。

C 書籍、新聞及公雜誌

書籍、新聞などの他の印刷物、  
便箋及び文房具

## d その他のレクリエーション

航空機、ヨットおよびポートの  
購入を含む個人的航空および航海  
狩獵、射的および釣り、犬および銃  
の免許、ラジオの免許、細目々  
に含まれない楽器、写真その他  
趣味と結びついた支出、クラブ  
の提供するサービス、玩具、花  
や玩動物、パ-1ア<sup>ド</sup>およびライター  
の購入

## 12 雜サービス

## a 金融的サービス

生命保険会社の営業支出(operating expenses). 實際のおよび帰属の銀行手数料(actual and imputed bank charges) 仲買人手数料及び投資相談料(

標準國際商品分類	Division 中分類	group 小分類	Item 細目
	29	292	292-05 -06 -07
	59	591	591-01
	64	642	642-09
	65	656	656-02
	69	691	691-02
	73	734	-
		735	735-09
	86	861	861-02
		862	-
	89	891	891-09
		899	899-14 -15 -18 -21

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目

investment counselling) 管  
理手数料、民間の年金計画、対  
個人融資会社およびその他の消  
費者信用機関の一般管理費

#### b 教育及び調査

教育及び調査（民間非監利機  
関以外の民間の学校及び総合大  
学の授業料、民間非監利機関の  
支出及びその他の教育上の支出）

#### c その他のサービス

法務、職業紹介所及び労働組  
合、職業上の協会、宗教的及び  
政治的活動、賃屋から購入する  
際の商人のマージン、華儀器等  
の他算儀上のサービス。

#### 13 海外居住者の支出

海外居住者の全消費支出。この

標準国際商品分類		
Division 中分類	group 小分類	Item 細目

項目は、国際收支便覧 (Balance  
of payments manual) 第1表の  
借方の第3項より事業上の目的か  
ら生ずる諸支出を差引いたものに  
同表第4項に含まれる個人支通費、  
及び船員の消費支出、ならびに同  
表第7項に含まれる外交官及び海  
外駐在武官の消費支出を加えたも  
のに算しい。

#### 14 撤除、国内非居住者の支出

国内非居住者による消費者財貨  
及びサービスに対する全支出。こ  
の項目は国際收支便覧 (Balance  
of payments manual) 第1表貸  
方第3項ならびに同表第4項及び  
第7項に含まれる外国人船員、外  
交官及び国内駐在武官の支出を加

えたものに等しい。

15 控除、海外への(純)贈与の価格

家計及び民間非営利機関による

海外への(純)現物贈与の価格。この

項目は細目1へ細目2に含まれる

財貨及びサービス並びに前年に贈

入された財貨の贈与の両者にわた

るべきである。

標準国際商品分類		
Division	group	Item
中分類	小分類	細目